

第 25 期  
第 11 回留萌市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 6 年 10 月 29 日 午後 1 時 00 分～

開催場所：留萌市役所 3 階 第 2 号会議室

留萌市農業委員会

## 第 11 回留萌市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和 6 年 10 月 22 日

開催年月日 令和 6 年 10 月 29 日

開 催 場 所 留萌市役所 3 階 第 2 号会議室

告示年月日 令和 6 年 10 月 22 日  
留萌市農業委員会告示第 4 号

出席 委 員 1 番 田中 繁雄 2 番 野原 守 3 番 佐藤 剛信  
4 番 室田 強志 5 番 馬淵 三喜男 6 番 中原 耕治  
7 番 池田 孝明 9 番 阿部 明 10 番 田中 美智子

欠 席 委 員 8 番 鈴木 博幸

事務局職員 事務局長 榎 昭博  
係 長 柏原 幸恵  
主 事 松川 真也  
主 事 豊田 大騎  
主 事 矢作 温大

議事録署名委員 9 番 阿部 明  
10 番 田中 美智子

書 記 書記 柏原 幸恵

### 総会次第

1. 開 会
2. 議事日程

- 1 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
- 2 土地現況証明願いについて

## 議事録

No. 1

(午後 1 時 00 分開会)

事務局	それでは第 25 期第 11 回留萌市農業委員会総会の招集にあたりまして、中原会長よりご挨拶いただきたいと思います。
会長	(会長挨拶)
会長	ただ今より本日召集されました第 25 期第 11 回農業委員会総会を開催いたします。ここで事務局より諸般の報告をさせます。
事務局	事務局より、本日「8番 鈴木委員」より欠席の旨の通知がございましたのでご報告させていただきます。現在の出席委員につきましては「10名中 9名」ということで、定足数に達しており本総会が成立していることを報告させていただきます。以上になります。
会長	それではここで、留萌市農業委員会規定第 16 条の規定に基づき議事録署名委員として「9番 阿部委員」「10番 田中委員」の両名を指名いたします。また、本日の会議書記は「事務局職員 柏原書記」を指名いたします。 これより本日の議事に入ります。最初に、日程 1 議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程いたします。まず、第 4・6・7 番について審議に入れます。 暫時休憩いたします。
会長	それでは議事を再開します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、それでは、議案書 1 ページ目をご覧いただきたいと思います。議案第 18 号農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画案の決定についてといことで、まず 4 番、利用権等を設定する農地につきましては「字藤山、番地 4479 他 4 筆」地目、公簿現況につきましては「田及び畑」です。面積については 5 筆合計「31, 784 m <sup>2</sup> 」利用権等を設定する者の住所氏名につきましては議案書記載のとおりの者でございます。利用権の種類については「賃貸借」利用権等の設定理由については「高齢による規模縮小のため」。次に設定する利用権でございますが、利用権の種類については「賃貸借」利用権の内容「田と畑」設定期間につきましては「令和 6 年 10 月 29 日～令和 8 年 3 月 31 日まで」ということで、賃貸などの額については「年額 338, 800 円」です。賃貸等の支払方法につきましては「毎年 12 月末までに口座振込」。次に設定を受ける者についてでございますが、住所氏名につきましては議案書とおりの者です。

事務局	<p>職業については「農業」利用権の設定を受ける理由につきましては「規模拡大による経営安定のため」でございます。設定を受けた後の経営面積につきましては「1, 004, 000. 64 m<sup>2</sup>」ということでございます。場所については、4ページ～5ページを参考に見ていただきたいと思います。次に6ページご覧いただきたいと思いますが、これは同条の第3条第1号～4号に規定する許可基準についての内容でございますが、4つの許可基準全て該当しているということで事務局の方で確認しているところでございます。次に、議案書…すみません補足ですね、この経緯につきましては令和6年3月29日開催の第7回の総会におきまして、農地保有合理化事業を前提として使用貸借により農用地利用集積計画による利用権を設定していたものでございますが、その後当事者間での事情が変わりまして売買につきまして見送られたということだと思うんですが、賃貸借ということで利用権を設定するという内容でございます。</p> <p>次に議案の3ページをご覧いただきたいと思います。同じ集積計画の6番です。まず、利用権等を設定する農用地の所在・地番については「字幌糠1767-1 他5筆」でございます。地目の公簿・現況については全て「田」ということで、6筆面積合計「33, 535 m<sup>2</sup>」ということです。次に利用権等を設定する者でございますが、住所氏名につきましては議案書記載のとおりの者でございます。利用権の種類については「賃貸借」利用権等の設定理由については「高齢による規模縮小のため」。次に設定する利用権等についてでございますが、利用権の種類「賃貸借」利用権の内容は「田」設定期間につきましては「令和6年10月29日～令和11年3月31日」まで。賃貸等の額でございますが「全額 171, 720円」賃貸等の支払方法につきましては「毎年12月末までに口座振込」という内容です。次に設定を受ける者の住所氏名につきましては、議案書とおりの者です。職業「農業」利用権の設定を受ける理由につきましては「規模拡大による経営安定のため」ということで、設定後の経営面積については「1, 037, 535. 64 m<sup>2</sup>」ということでございます。この案件についても、場所については4ページと8ページに記載しております。次9ページですが、同条の第3項第1号～第4号に規定する許可基準、これにつきまして全て該当しているということで事務局の方で確認しているというところでございます。この集積計画についてはですね、新規の賃貸借による農地利用集積計画における利用権を設定するというもので、あくまで新規でという内容です。</p> <p>次に議案書の3ページ7番です。7番利用権を設定する農用地、所在地番については「字幌糠 1764-5 他3筆」地目、公簿・現況については「田」4筆合計の面積が「9, 593 m<sup>2</sup>」。次に利用権等設定する者ですが、住所氏名につきましては議案書記載の者でございます。利用権の種類につきましては「使用貸借」利用権等の設定理由につきましては「高齢による規模縮小」利用権の種類これは「使用貸借」ということです。利用権の内容が「田」ということで、設定期間につきましては「令和6年10月29日～令和11年3月31日」。設定を受ける者でございますが、住所氏名については議案書記載の者で、職業が「農業」利用権の設定を受ける理由については「規模拡大による経営安定のため」ということで、設定を受けた後の面積でござい</p>
-----	--

事務局	ますが「1, 047, 128. 64 m <sup>2</sup> 」でございます。場所についてですが、4ページ・10ページに記載しております。次に11ページご覧いただきたいと思いますが、同条の第3項第1号～4号に規定する許可基準についてでございますが、全て該当しているということで事務局の方で確認しているというところでございます。この計画についてですが、これにつきましても新規のものでございまして、使用貸借による農用地利用集積計画による利用権の設定するものということでございます。以上、3つの理由とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。
会長	では、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手を願います。
委員 (池田)	1ついいです？ 7番の使用貸借はいいんだけど、使用貸借で借りるならやらないとでしょ？ 耕作放棄っていう話にはならないでしょ？
事務局	使用…集積…
委員 (池田)	集積なんだけどさ、6番の賃貸借あったんだけどさ、復田するのに相当掛かってる。7番は明らかに復田は出来ないようなとこなんだけど、実際使用貸借で借りたら、使用貸借で借りた人があれでしょ？ 耕作放棄って話にはならないでしょ？
事務局	ちょっと詳細説明してあげてもいい？
事務局 (松川)	7番については、記載されている両者の方で現状は明らかに非農地化されつつあるところで、ここを農地として今後利用していくにあたってとりあえず保全管理ということで、生えてる木だったりを少しづつ手を入れてってこれから利用予定者の方で管理はしていくということでその為に利用権を設定するという形なので。将来的に農地としての利用を見込んで管理していく為に利用権を設定するという。あくまで今回、将来的に農地には戻すよっていう意志はある。
委員 (池田)	いや、わかるよ、わかるけどさ。今までの農地パトロールでも、ここ明らかにここから放棄になるのではないかって見方したら、土地を持ってた人が、ある程度責任あるわけじゃない。借りたからって借りた人が農地に戻すのはいいんだけどさ、なんていうか、プラス分でいうか使用貸借以上に掛かるんじゃないのかなって。使用貸借で借りたばっかりに、耕作放棄するわけにもいかないからその責任も大分負わないと。
事務局	いずれにしても、集積計画、双方の集積計画の利用権の設定となると思うんだけど、確かに今までパトロールで現状は把握していることだと思うんですね。委員の皆さんには。6番はね…

委員 (池田)	6番は7番より1年か2年あと片付くけど、7番は本当にこれが農地なの?っていう位なところなってんだよね。だからそこを借りてさ、借りた人が耕作放棄するわけにいかないってなったら、今まで持つてた権利者の人がある程度責任を負うべきじゃないのかなと思うんだけどさ。使用貸借で貸したらもうそれで責任ないって話にはならないと思うし。そうだろ。
事務局	確かに。意味は分かります。委員会の立場からすれば、それは徹底するつたら変なんですけど、厳重に注視しなきやいけないかなと。
委員 (池田)	逆に使用貸借でやってくれればさ、ああこんなこともしてくれるんだなと思うんだけどさ。それはいいんだけど、今までね何年も自分でやってからしたら本人の責任じゃないのかな?って。
事務局	それは当然あるかと思います。偶発的に売買ってのは別にして。
会長	何とも答えないような…
委員 (池田)	わかるんだけど、今までの農地パトロールの時「あそこヤバいんじゃないの?」っていうとこはさ。
会長	あっちはダムの方でしょ?
委員 (池田)	いや、中幌の道路の1本手前のその反対側なんだわ。だからもう柳だって結構。6番はなんとか。
会長	ずっと奥の方じゃない?
委員 (池田)	奥の方じゃないのさ。あの、中幌の道路のすぐ反対側。もう結構自生草なってるんでない?結構。あそこなら。
委員 (田中 繁)	藤山から山超えて、あそこのところでない。橋超えたあたりさ。両側が木生えてるところか。
委員 (田中 繁)	ただこれ公社の話は7番の農地っていうのは話になかった。確か。で、一番最初の話で言えば「6番のみを使用貸借で何とかならんか?」っていう話が最初あったみたい。その方が保全管理するのに草刈ってくれていう話で、その草刈りをどこからできるという返事が来なくて、手入れしなかったっていう経緯もあると思うんですよね。
委員 (池田)	6番はまだやってるからなんとか農地には戻ったけどさ、7番ならそれよりも1年~2年多いんだから戻すたってとんでもないあれだ。借りてる人が非農地にするった時にはさ。それまで責任負ってさ。本人が借りるって言ってるんだからいいんだと思うんだけど、そういう話ではないんでないか。

委員 (田中 繁)	「多分これ所有者が、そっちの方で何とかしてくれ」って泣きついたかも しれないから。
委員 (池田)	それでもさ、泣きつくのなら少し戻すとかさ責任はあるんでないか。
委員 (田中 繁)	ないところからは取れないしさ…
委員 (池田)	ないところからは取れない、それはわかるけど。自分の違反のあれなんだ からある程度の責任ではやってくれるとかのそういう話でないの？
委員 (田中 繁)	今後こういう話は出てくると…
委員 (池田)	出てくると思うよ。
委員 (池田)	何年か経ったら借りてくれとかなったらさ、借りた人が非農地にするわけ にはいかないんだからさ。
事務局	個人情報的なのは出せない中で、双方の話し合いで具体的な思いだとか事 務局の方で聞いてるのとかある？
事務局 (松川)	一応当初は法人の方で、今回出し手の方からある法人の方に農地を使って くれないかっていう話があって、その中で要望調整それはその6番のところ だけだったんですよね。この時話し合いがあって結局は纏まらなかつたんで すけど、その後に今回新たに借りたいという今回の利用権の設定を受けたい 方が出し手の方と相談したところ、最初は6番のところだけを想定していて 農業委員会と出し手と受け手の3者で話し合いをしたんですけども、今回ど の農地の部分を借りるなし使用貸借だったり賃貸設定しますかって話を したときに、最初は6番想定したんですけども今回受けての方が「7番もち ょっと手かけてみようかな」って話があったので、じゃあ7番は具体的にど のようにしますか?って言ったところ、ちょっと手はかかるけれども使える ようになるまでは使用貸借でなんとかちょっとヤナギだったりを除去して やってみようかなっていうところで、今回の6番と7番も新たに借りるって 話が出たんですよね。なので、出し手の方がお願いして作ってほしいってわ けではなくて、受け手の方からご厚意と言ったらあれなんですけども農地は 守っていかなきゃならないよねっていう考え方の元で、ちょっと頑張ってみる わっていうような形で今回の利用権設定するに至ったっていう形ですかね。
事務局	逆にね「これはどうもなんねえや」物理的な問題と厚意的なものもあると 思うんだよね。その時の判断が、どつかでそういう場合があるということ

事務局	すね。使える・使えないの判断が。
事務局 (松川)	その3者で話した時にも、一応今回借りれない場合はおそらく出し手の方で作ることは出来ないだろうし、利用する方もいないと思うので非農地化を視野に入れて、非農地の判定を農地パトロール今後ありますけれどその段階で非農地化するっていう話もしているので、それを踏まえた上でまだ頑張れそうだという気持ちだったので受け手の方が引き受けるって形になりました。
事務局	わかりました。
委員 (池田)	わかったけどね。こうやって使用貸借でも借りれば借りた人に耕作放棄の責任が行くわけでしょう？
事務局	そうですね。耕作するから使っていくんだって条件が付いてんでもんね。
委員 (池田)	それで言ったら初めから、これをさ非農地にしてあれするかさ。まあ厚意によって借りてくれるって言うならそれはありがたいことかもしれないけどさ、その権利も付くとなると借りる人が大変でないかい？
委員 (阿部)	借りる側の人が作ることを前提で話し合いしてはそれを阻止するのはね…木を切ったりなんたりして使えるようにする考えがあつてのことだから。
事務局	まあそうですよね。いずれにしても、集積計画を作るということで現実的か現実的でないかって判断は我々農業委員も判断するところあると思うんです。
委員 (池田)	なんでもないよっていうならあれだけさ、耕作放棄になるんでないかつて懸念してたところこうやって出てきたらさ。ちょっと半端なもんではないんだよなって、借りてくれるのはいいんだけどさ。半端なもんじやないんではないかなって思うもん。本人が借りてやってみようかって言うならあれかもしらんけど。
委員 (阿部)	峠下のあそこ…
委員 (池田)	4～5年でいかないかもしれない。6番は2年かそこらだったから。
委員 (田中 繁)	1年単位で…

委員 (池田)	7番の図面で、川側かも知らんけどさ木を取るところ。山側なら本当にこうだもん。中々なもんだと思うけど。こうやって使用貸借で借りたら借りた人に責任が移るってことは、あれだべな。
委員 (田中 繁)	なんもしないってなっちゃう。
委員 (池田)	それを前提に借りるんだから…
委員 (田中)	人參くらいしかできないんでないかなって思うんだけど…使用貸借になってるけど、個人資産税で見えてくるものあるっしゃあるから後はやっていくしかないんじゃないかな…
委員 (池田)	借りるっていうんだからしやーないんだろうけどさ、責任はついてくるからこんなんあるっていうかさ、土地の持っている人がなんでも荒らしてて。今回だって、荒らしてもうダメだから使ってくれとかそういう問題これから沢山出ると思うんだ。
委員 (阿部)	逆に言うと、7番使用貸借だけど6番だって結局は何年も放棄してるわけだから…
委員 (池田)	6番はね今…
委員 (阿部)	賃貸借ってことにもこのままいけば…
委員 (池田)	今はもう戻ったけどさ。戻ったけど、戻すまでに相当かかるんだ。
委員 (阿部)	その辺はやはり、賃貸借でなく使用貸借で何年か見た方がいいのかなっていう。双方にとって。この設定期間内は、例えば使用貸借でその後この金額でっていう形になる。この辺からこの辺は使用貸借で今までの修繕をするための費用っていう形をみたいな。それは、出し手側の方も責任はある。そういう方向の方が、片方賃貸・片方使用貸借ってやっぱりちょっとどっちも放棄してる。
事務局	ということは6番ないし7番の案件について、いずれにしても集積計画としては、まず現状だとずっとほっとかれた農地なんだからここからドンでなくて、せめて使用貸借当初まず、ていうような計画利用権の設定というようなことが望ましいというか…

委員 (阿部)	その方がいいと思う。だって6番ならまだ簡単だけど、7番ならもっと大変だから、その分の経費を払うことになれば。借り手側の方の負担が増えてっちゃう。それだったら、6番も7番も当分の設定期間のうち使用貸借って形でとりあえず借りてもらう。その方がいいのかな。
委員 (田中 繁)	売り主さんと買い主さんの間に話をした方がいいんじゃない。
委員 (池田)	だから、決めてるんだからそれはひっくり返すことは出来ないだろうけどさ、こっち7番は苦言したいよなと思ってさ。
委員 (田中 繁)	それでもどうするかってこと出てきたらやってかれないのでない？とりあえずこれで、お互い納得してるってきてる以上は。
委員 (阿部)	納得はしてるかもしれないけど、実際問題こういうパターンが出てきたとき、前例を作ると…
事務局	暫時休憩してもらっていいです？
会長	再開いたします。 それでは皆さん採決をいたします。議案第18号第4・6・7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	全員賛成ですので、議案第18号4・6・7番については原案のとおり決定をいたしました。 暫時休憩いたします。
会長	再開いたします。 続きまして、第5番について審議に入ります。事務局より説明を願います。
事務局	それでは、議案書2ページ目をご覧いただきたいと思います。同じく集積でございます。利用権を設定する農用地、所在地番が「字タルマップ2260番8他7筆」でございます。地目、公簿現況につきましては「田及び畠」面積8筆合計「55, 455m <sup>2</sup> 」ということです。次に、利用権等設定する者の氏名住所、住所氏名につきましては議案書とおりの者で、利用権の種類については「所有権」です。利用権等の設定理由ですが「非農家による相続のため」次に設定する利用権等でございますが、利用権の種類が「所有権」利用権の内容が「田及び畠」売買等の額でございますが「5, 674, 000円」売買等の支払方法についてですが「令和6年12月13日までに口座振込」設定を受ける者でございますが、住所氏名については「農業公社」と。利用権の設定を受ける理由でございますが「農地保有合理化事業のため」と

事務局	いう内容です。場所については、資料の4ページ及び7ページをご覧いただきたいと思います。この件についてなんですが、今年4月30日開催第8回総会におきまして、農地保有合理化事業を前提として賃貸借より農用地利用集積計画の利用権を設定したものでございます。今般、農業公社からの買入の同意が得られたということから、農地保有合理化事業により農用地集積計画による所有権を設置しようとするものでございます。以上5番の内容でございますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手を願います。
委員	(発言なし)
会長	発言がないようですので、採決を取りたいと思います。議案第18号第5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号第5番については原案のとおり決定いたしました。 次に日程2、議案第19号土地現況証明願についてを上程いたします。それでは、事務局より説明を願います。
事務局	はい、それでは資料、議案書の12ページご覧いただきたいと思います。議案第19号土地現況証明願について、このことについて下記土地について現況証明願があったので審議願いたいという内容です。まず、土地の表示につきましては、所在「南町4丁目73番51」公簿地目については「畠」でございます。現況が「農地採草放牧地以外」ということで、面積が「272m <sup>2</sup> 」利用状況でございますが「平成30年以前から宅地」であったという内容でございまして、所有者につきましては議案書記載の2名でですね共有名義という風になっております。今回願出があった者については所有者同様で、農地区分につきましては「農業振興地域外及び農用地区域外」という内容でございます。証明を必要とする理由につきましては「地目変更登記のため」ということで、場所等についてはですね13ページ～17ページご覧いただきたいと思います。今回、用地、土地地目「畠」ということで、公簿売買に向けた地目変更登記を目的に現況の証明願があったものでございますが、場所についてはですね大型商業施設「マックスバリュー」の裏地のところでございまして、そして用途地域第1種居住地域に指定されてるところでもございます。周りは住宅地に囲まれておりますし、農地という原型もなく前から農地としての利用がないというところでございます。本日、総会開会前にですね土地現況調査委員会が開催されまして、そこで調査しておりますので調査結果を参考にですねご審議の方いただければと思います。以上で終わります。

会長	ただいまの説明に関連して、土地現況調査委員会が開催されておりますので、野原委員長より審議結果の報告をお願いいたします。
委員長 (野原)	農業委員会の前に、土地現況調査委員会が行われました。委員会の結果としては、土地の現況は「農地採草放牧地以外である」と土地現況調査委員会では皆さんに賛成頂いたということを報告させていただきます。
会長	ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手を願います。
委員	(発言なし)
会長	ご発言がないようですので、採決をいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号については原案のとおり決定いたしました。 以上で、本日の議案の審議は終了しました。
	(午後2時00分閉会)

留萌市農業委員会規定第16条の規定により、ここに署名・押印する。

令和6年10月29日

留萌市農業委員会会長

署名委員

署名委員